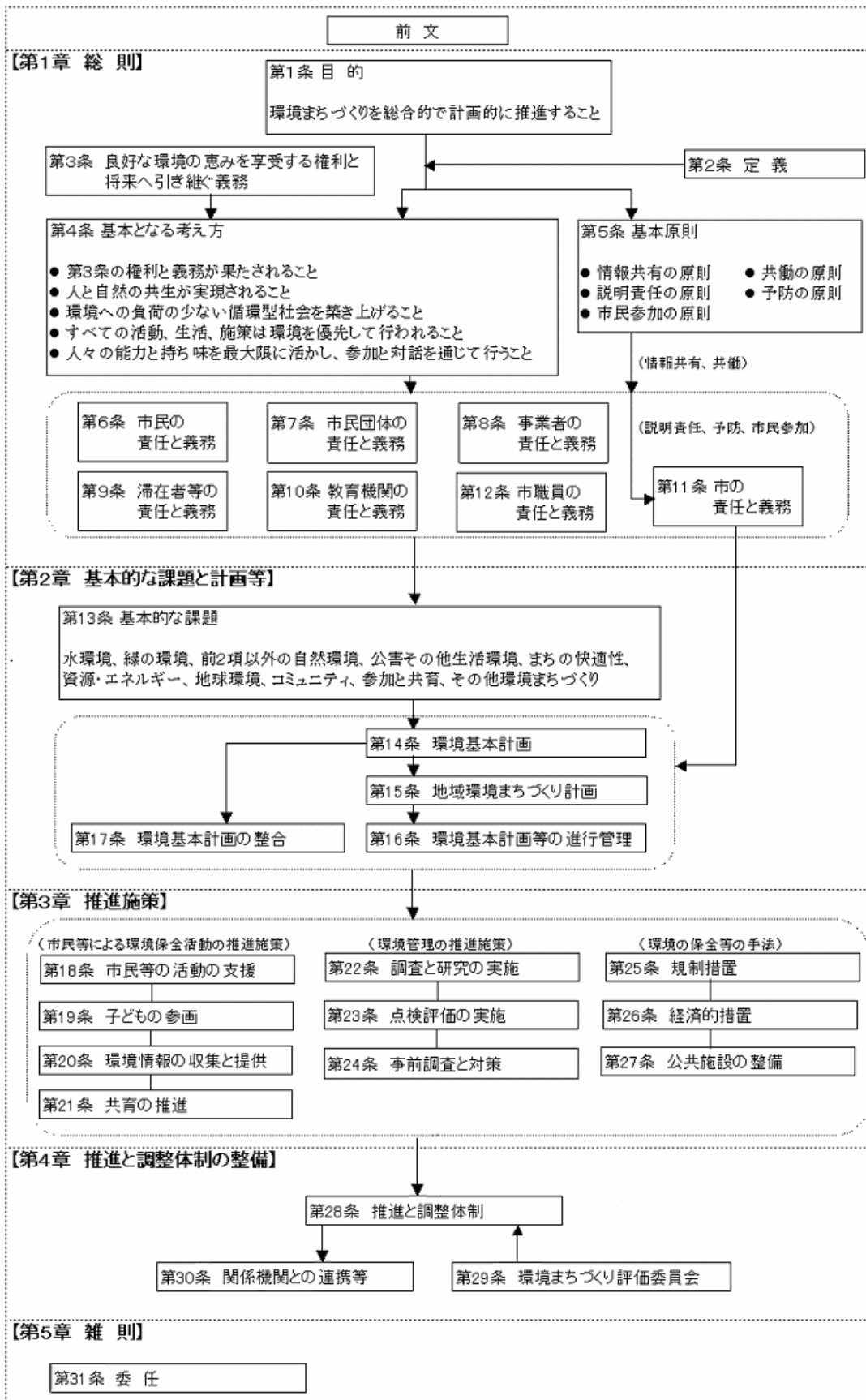


5 環境まちづくり基本条例の構成



日進市環境まちづくり基本条例の解説

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 基本的な課題と計画（第13条—17条）

第3章 推進施策（第18条—第27条）

第4章 推進と調整体制の整備（第28条—第30条）

第5章 雑則（第31条）

附則

前文

天白川や身近な里山など、豊かな水と緑に恵まれた私たちのふるさと日進は、郷土の人々が長い年月にわたって、たゆまぬ努力により、自然と共生しながらこの地に合った伝統や文化を育んできました。

こうした自然的、文化的条件に加え、名古屋市の東、豊田市の西に隣接する地理的条件から、住宅が造られ、人口が急激に増加してきました。また、大学をはじめとする教育機関が数多く立地するなど、一時的な滞在者なども多くなってきました。

それにともない、市内の環境も大きく変わってきました。ごみ問題や河川の汚濁、車の排気ガスや騒音、美しい景観の減少といった問題が発生し、さらに、環境ホルモンやダイオキシン類などの各種の有害化学物質といった新たな問題も生まれ、きれいな大気、水、土壌が汚染されつつあります。

現代社会において、人は大量の生産・消費・廃棄という社会システムの中で、生活の便利さや物の豊かさを求めた結果、資源、エネルギーなどを大量に消費する社会経済活動を続けてきました。しかし、このことは環境へ大きな負荷を与え、自然の再生能力を超えるばかりでなく、地球環境を脅かすまでになっています。

もとより、すべての市民は、良好な環境の恵みにより健康で、安全で、しかも文化的な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を保全し、さらには快適な環境を創りだしながら、これを将来の世代に引き継ぐべき義務を担っています。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている存在であること、そして地球環境の保全が人類共通の最重要課題であることを改めて確認しなければなりません。そして、持続的発展が可能な社会の実現のため、自然と人との共生を考え、環境への負荷の少ない循環を基調とした地域のあり方や一人ひとりの生活様式そのものの見直しや転換を図らなければなりません。

このような認識のもとに、私たちは社会のあらゆる人々がそれぞれの役割を公平に分担し、自主的で積極的な参画と共働により、ふるさと日進の環境まちづくりを推進するため、この条例を制定します。

【 趣 旨 】

環境まちづくり基本条例制定に至る時代的・社会的背景の認識と条例を制定する趣旨、ねらいを宣言的に明らかにし、より多くの市民の理解と協力を得るため、前文を置くものです。

前文は条例の全体的な認識を示しており、解釈・運用のものさしとなります。

なお、前文付きの条例は、日進市では初めてとなります。

この前文においては、(1)日進市固有の環境の概観を述べ、(2)人が生活の便利さやものの豊かさを求めるあまり、自然の再生能力を越え、地球環境を脅かすまでになっている現状を押さえています。その上で、(3)本来すべての市民が良好な環境の恵みを楽しむ権利と、将来の世代に継承する義務をもつことを明らかにし、(4)すべての者が環境に負荷を与えている存在であることの認識と持続可能な社会のために地域のあり方や一人ひとりの生活様式の見直しを図り、(5)社会のあらゆる人々が役割を分担し、自主的で積極的な参画と共働によって環境まちづくりを推進することとしています。

【 解 説 】

大学をはじめとする教育機関が数多く立地

市内には5大学2短大の合わせて7大学が立地しています。また、高等学校については3校が立地しています。特に大学の数については人口規模から考えて、他の自治体と比較した場合、数多く立地しているといえ、日進市の大きな特徴となっています。それに伴い、通学者など一時的滞在者の数が多いなど固有の環境問題が生じるといえます。

なお、教育機関については、第10条において規定しています。

地球環境

46億年の地球の歴史は、光と大気、水、土壌の絶妙なバランスによって人類の祖先をはじめとする多様な動植物を生み出してきましたが、約5000年前に発祥した人類の「文明」は、それまでに蓄積された資源を使うことによって「人類にとって」より豊かな生活をつくりだしてきました。

地球の歴史がつくりだした恩恵は無限にあり、人類が環境に与える影響はすべての地球上の水や大気が飲み込んでくれるものと信じてきたのがこれまでの考え方で、実際に地球の育んできた環境は一時的な汚染は発生させるもののやがて元に戻っていきました。

ところが、産業革命以降の高度な経済発展や技術革新は、人々に快適で豊かな生活を与えてきましたが、その代償として各地で多くの公害問題や健康被害を発生させ、さらに全地球的な気候変動にもつながる状況となってきました。

十数年前までは、経済発展こそが生活の糧をもたらし、幸福な暮らしにつながると誰もが信じ、公害のような環境破壊を防ぐことの重要性を理屈ではわかっていたても、その対策をとることが今までの発展にブレーキをかけ、豊かさの追求を阻むものだという意識を多くの人々が持っていました。しかし、最近の地球規模での異常気象・気候変動は、世界規模で早急な対策をとらなければ人類の生きる社会基盤さえも揺るがしかねない状況であること感じさせるまでになってきました。

地球温暖化現象、酸性雨、オゾン層の破壊、生物多様性の減少、森林の減少など、私たち生物の命を育む地球が、人間の活動により大きな影響を受けています。これらの問題は、今や地球環境の回復能力を超えるまでになってきています。将来にわたって、人間を始めとした生物が地球環境全体のバランスを保ちつつ環境の恵みの中で生存できるような社会を築くことが大変重要な課題となっています。

権利（環境権）

前文では、権利（環境権）について「すべての市民は、良好な環境の恵みにより健康で、安全で、しかも文化的な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない恵み豊かな環境を保全し、さらには快適な環境を創りだしながら、これを将来の世代に引き継ぐべき義務を担っています。」と明記しています。

環境権については、憲法第13条（幸福追求権）や憲法第25条（生存権）を根拠とする環境権が提唱されていますが、法的な権利としての定説がなく、裁判においても直接判断されたものでないことや、具体的な権利内容が不明確なことから、法律上の「権利」としては確立していないとされ、その性格についても未だに定説はないとされます。

なお、第126回国会審議における環境権についての法制局長官の答弁（平成5年3月22日参議院予算委員会）では、憲法第25条第1項の「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」に触れ、国は、国民が健康的で文化的な最低限度の生活ができるように環境保全のための諸施策を実施する責務があり、このような国の責務を果たすための基本理念であるとするれば、それは憲法第25条に由来するものと言うことができるのではないかと考えられる、と述べています。

そこで、本条例でも、この答弁に準じて、市民が健康で文化的な生活を送るためには、快適で良好な環境の恵みを享受することは欠くことのできないものであるという考えから、環境への配慮を重視する市の姿勢を明確にするとともに、条例の理念を実現するための基本認識を宣言的に謳ったものです。

また、環境権については直接法的効果を生じるものではないとされている前文に規定するととどまらず、第3条において、良好な環境の恵みを享受する権利と将来へ引き継ぐ義務として規定しています。

【参考】

「環境権」についての法制局長官の答弁（平成5年3月22日参議院予算委員会）「いわゆる環境権といいますのは、学説などにおきますと国民が良好な環境を享受する権利として提唱されているようでございますが、その内容につきましては、国民は良好な環境を享受する権利を持つというそういう原則を示したものであって、いわゆる具体的な権利というものではないと、こういうような考え方をとる者もありますしそうではなくて、侵害行為の差し止めだとかあるいは損害賠償の請求の根拠となるそういう実体的な権利であるというような考え方など、学説においてはいろいろあるわけでございますが、現在のところいわゆる定説といわれるようなものはないというふうに承知をいたしておるわけであり、憲法との関係でございますけれども、環境権という名前の権利がその名前において憲法上保障されているわけではない、これは言うまでもないところでございますが、憲法

第25条第1項におきまして、『国民は健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。』、こういうふうにされていることから、国は国民が健康で文化的な最低限度の生活ができるように環境保全のための諸施策を実施するそういう責務があり、このような国の責務を果たすための基本理念というようなことであるといえますれば、それは憲法第25条に由来するものと言うことができるのではないかというふうに考えられるわけであります。」

(出典：「環境基本法の解説」環境庁企画調整局企画調整課 編著)

将来の世代に引き継ぐ

今日の環境問題は、地球環境と言う空間的な広がりとともに、将来の世代にわたり影響を及ぼすという時間的な広がりをもつ問題となっています。すなわち、良好な環境の保全等は、広く現世代の人間が環境の恵沢を享受できるようにするとともに、将来の世代の人間にこれを継承することを目途として行われることが必要であることを示したものです。

持続的発展が可能

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ発展するものであること、及び健全な経済の発展を図りながら発展するものであることが示されています。さらに持続的発展が可能な社会の構築の手段として、社会経済活動による環境への負荷を低減することや、その他の環境の保全に関する行動が、すべての者の公平な役割分担のもとに、自主的かつ積極的に行われるようになるということが示されています。

自然と人との共生

「共生」とは、本来は生物学の用語で、異種の生物が一緒に生活し、互いに行動的または生理的な結びつきを恒常的に保つことをいいますが、この条例の「自然と人との共生」では、広く人と自然とが好ましい関係を維持しながら共存する状態をいうものとして用いています。平成6年12月に閣議決定された「環境基本計画」の4つの長期目標である「循環」「共生」「参加」「国際的取組」のひとつに位置付けられています。

参画と共働

参画は、参加よりさらに主体的、積極的に関わることとしています。また、通常、協力して働くことという意味を持つ協働という言葉を使うことが多いのですが、平成13年度より3年をかけて策定している環境基本計画策定事業及びそれを受けて制定をする本条例においては、それぞれの立場や特性を尊重しあい、相互に支え合い、ともに汗を流し、環境まちづくりに取り組むことを「共働」としています。

環境問題については、行政で全てを解決することは困難であり、またその経費を税で全て賄うことも困難です。環境問題の解決は、市、市民、市民団体及び事業者その他の主体的行動をもって初めて実現できるものであり、それぞれが相応の負担と責任を分担することが必要です。

なお、共働の用語の意義については第2条第4項において定義しています。

【 参 考 】

法令の本条文の前に置かれ、その法令の趣旨、目的又は基本的な立場などを述べた文章を「前文」といい、法令制定の趣旨を厳粛に宣言する必要があるときに置かれることが多い。したがって、憲法の他には、ある分野における基本的な事項を定めた法律にその例が見られる（教育基本法、農業基本法、災害対策基本法、観光基本法、消費者保護基本法、障害者基本法、交通安全対策基本法、土地基本法等）。

なお、前文自体には、裁判規範性はないとされており、直接法的効果を生ずるものではないが、条例本文の各条項の解釈や運用上の指針として機能するものとされています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全と創出(以下「環境の保全等」といいます。)に向けた環境まちづくりのための基本となる考え方と基本原則を定めるとともに、市民、市民団体、事業者、滞在者等、教育機関(以下「市民等」といいます。)、市と市職員の責任と義務を明らかにし、環境施策の基本となる事項と施策の企画立案、実施、評価などに関する手続きを定めることにより、環境まちづくりを総合的で計画的に推進することを目的とします。

【趣旨】

本条は、環境まちづくり基本条例の目的を明示したものです。すなわち、現在と将来の市民が健康を維持し、安心して安全な文化的生活を営むことができることを目指しつつ、地域やまちの姿、あるいは一人ひとりの生活様式が環境に配慮され、持続的発展が可能な社会の実現のためのまちづくりの推進を究極的な目的としています。そのための基本となる考え方(基本理念)と基本原則を定め、各主体の責務、環境施策の基本となる事項を掲げ、総合的かつ計画的に推進することについて明確にしています。

【解説】

良好な環境

第2条第1項において定義しています。

保全と創出

保全とは、保護して安全にすることとされており、人間の手を加えて守りつつしかも安全上の担保もおこなうことという意味になります。言い換えれば、環境を人にとって良好な状態に保持することと理解されています。創出は、新しく創り出すことであり、保全に比べて積極的な意味を持つ言葉です。

前文でも保全と創出について述べましたが、人間の活動が活発になればなるほど、環境への負荷が増大し、自然の回復能力を越えるようになりました。その結果、本来維持されていた良好な環境が損なわれることになったのです。このため、自然の回復能力を越えた環境への負荷を低減させるだけではなく、創出の努力が必要になります。

環境まちづくり基本条例では、環境まちづくりを進めるうえで、良好な環境の保全と創出を重要なキーワードとしています。これは、環境を良好な状態に保つとともに、より質の高い環境を実現すべく努力をしていくという決意を表しているものです。

市民、市民団体、事業者、滞在者等、教育機関、市、市職員の責任と義務

第6条から第12条において規定しています。

環境まちづくり

現在と将来の市民が健康を維持し、安心して安全な文化的生活を営むことができるようにするためには、良好な環境の保全と創出を行うことのみにとどまらず、人とひとのつながりで構成される地域やまちが持続可能な発展が維持・継続できるように、まちづくりを進めなければなりません。

そのため、人とひとのつながり、すなわちコミュニティのあり方や一人ひとりの生活様式が環境に配慮され、持続的発展が可能な地域社会の実現を目指して行うまちづくり活動を促進すること。加えて、社会の仕組みや市民の生活スタイルが環境に配慮され、経済社会システムの見直しや転換を図りながら、生活の質的改善を継続的に行うまちづくり活動の展開を図ることが重要となります。このような視点でまちづくりを行うことを「環境まちづくり」としています。

環境という性別や年齢、その他に関係なく、すべての市民や事業者等に関係する視点によってまちづくりに参加することは、普遍的であるため、まちづくりのテーマに最適です。このような環境を視点としたまちづくり活動に主体的に積極的に関わることによって、自分たちのまちやコミュニティは、自分たちで創り上げていくことにつながるということを身をもって実感できます。つまり、共働きの考え方を大切にしながら、自らの決定に対して自らが責任を持って行動することの大切さを実感できるということです。このことにより真のわがまち意識が芽生え、住み続けたい誇らしいまちになっていくと考えています。

なお、用語の意義については、第2条に定義しています。また、基本となる考え方（基本理念）は第4条に、基本原則は第5条において規定しています。

総合的で計画的

環境まちづくり基本条例に規定する各種施策の連携を図りながら、市の各部局の施策や市民、事業者等の各主体の取組を含め、全体として推し進めていくことを目指すことです。計画的とは、将来を見通して、多様な施策を体系的に組み立てて実施していくことを指し、市民等と市が共働により計画を策定し、これに従って施策を進めていくことが主たる手法となります。具体的には、第14条に規定する「環境基本計画」と地域での行動計画を具現化するものとして、第15条の「地域環境まちづくり行動計画」が計画を進めるうえでの中心的な仕組みといえます。

【 参 考 】

前述の 1 環境まちづくり基本条例制定の背景にも参考として記載しましたが、「環境」という用語は、かなり包括的な概念を示す言葉で、様々な法律や文献で、多様な意味に使われています。もともと、環境をめぐる社会的なニーズや市民意識の変化につれて、「環境」の意味も移り変わっていくものと考えられます。

ここでは、大気・水・土壌等の物理的、動植物等の生物学的な自然構成的要素によって構成された自然環境（地域的な、あるいは地球規模の）と、そのうえに構築されたシステムとしての生活環境ととらえ、これを保全し創出すること、つまり人にとって良好な状態にすることが、「健康で文化的な生活」を確保することにつながると考えています。

さらに人と人のつながり、すなわちコミュニティのあり方や一人ひとりの生活様式が環境に配慮され、持続的発展が可能な社会の実現を目指して行うまちづくり活動を促進するなど、経済社会システムの見直しや転換を図るまちづくりの面についても包含しています。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりです。

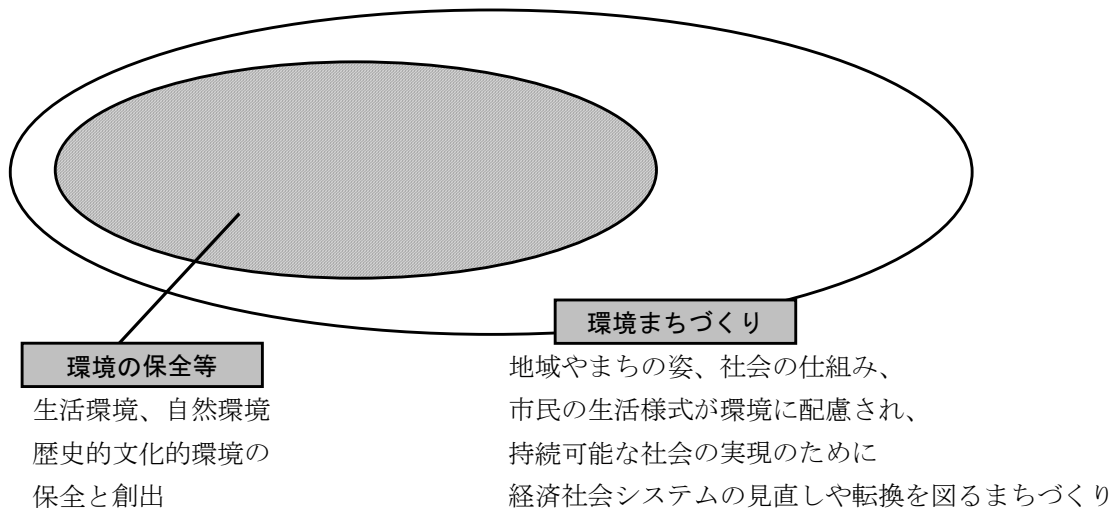
- (1) 良好な環境 現在と将来の市民が健康を維持し、安心して安全な文化的生活を営むことができる生活環境、自然環境と歴史的文化的環境をいいます。
- (2) 環境まちづくり 環境の保全等をはじめ、地域やまちの姿、社会の仕組み、市民の生活スタイルが環境に配慮され、持続的発展が可能な社会の実現のために経済社会システムの見直しや転換を図りながら、まちづくりを推進することをいいます。
- (3) 市民団体 公益の増進に寄与することを目的とし、主として市民や事業者により組織された自治組織、ボランティア団体などをいいます。
- (4) 共働 市民等と市と市職員がそれぞれの自覚と責任のもとに、その立場や特性を尊重し、相互に支え合い、環境まちづくりに協力して取り組むことをいいます。
- (5) 循環型社会 廃棄物の発生抑制や資源の循環的な利用の促進と適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会をいいます。
- (6) コミュニティ 同じ目的や関心を共有する人々の集まりで、居住地における日常生活の中での出会いや多様な地域活動への参加などを通じて形成されるつながりや共通の関心に支えられた活動によって形成される人と人のつながりをいいます。
- (7) 共育 家庭、学校、地域や職場において、市民等が対等な立場で相互に学び合い、共に生きる力と豊かな心を育むことをいいます。
- (8) 環境への負荷 環境基本法(平成5年法律第91号)第2条に規定する環境への負荷をいいます。
- (9) 地球環境保全 環境基本法第2条に規定する地球環境保全をいいます。
- (10) 公害 環境基本法第2条に規定する公害をいいます。

【 趣 旨 】

本条は、この条例で使っていることばで、今まで一般的にはあまり使われなかったことばや、環境基本計画づくりにおいて独自に使用してきたことば、あるいは、重要な概念を表していることばの意味を説明しています。環境基本法第2条に定めることばについては、その意味を表記しています。

第1号は、「良好な環境」に関する定義です。環境基本法では、環境とは包括的な概念であり、環境施策に関する社会的ニーズや国民的意識の変化に伴って変遷していくものとされ、その範囲を明記しておりません。

第2号は、「環境まちづくり」に関する定義です。環境まちづくりの概念を示すと次の図のようになります。



第3号は、「市民団体」に関する定義です。本来、市民団体は市民により自主的に構成された組織であり、その活動の状況等から環境問題への取組は、市民団体抜きには語れなくなってきたことから、第7条において市民団体の責任と義務を明確にする等、地域の大きな主体として位置づけたものです。

第4号は、「共働」に関する定義です。平成13年度より3年をかけて策定した環境基本計画事業の策定過程において、市民と職員、市民と市民など、それぞれの立場や特性を尊重しあい、相互に支え合い、ともに汗を流し環境まちづくりに取り組むことを「共働」としています。それを受けて制定をする本条例においても使用しています。なお、協働するためのルール（「共働のための約束」）も計画づくりにおいて自主的に作成されています。

第5号は、「循環型社会」に関する定義です。大量消費社会に代わって持続的発展が可能な社会の実現を達成するための新たな社会のイメージで、廃棄物対策の優先順位を、発生回避、再生利用、適正処理の順とし、生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じた資源利用の循環化・効率化、循環負荷の極小化を目指します。

第6号は、「コミュニティ」に関する定義です。コミュニティには、居住地域において形成される人とひとのつながりである地域コミュニティと福祉、環境、教育、文化、スポーツ等に対する共通の関心に支えられた活動によって形成される人と人とのつながりである目的別コミュニティがあります。また、それらの複合型もありえます。なお、電子コミュニティについては、本条例では対象としていません。

第7号は、「共育」に関する定義です。平成13年度からはじまった環境基本計画の策定過程において、市民等が対等な立場で相互に学び合い、共に育み合ってきました。今後の環境まちづくりを進める場合についても「共育」であってほしいという思いを込めて本条例においても使用しています。

第8号は、「環境への負荷」に関する定義です。環境基本法の内容を踏襲した定義としています。

第9号は、「地球環境保全」に関する定義です。環境基本法の内容を踏襲した定義としています。

第10号は、「公害」に関する定義です。環境基本法の内容を踏襲した定義としています。

【 解 説 】

生活環境、自然環境と歴史的文化的環境(第1号)

環境については、1 の環境まちづくり基本条例制定の背景でも述べたとおり、包括的な概念を示すものであり、諸法令において、また、様々な文献において多様な意味に用いられる用語です。環境基本法の対象とする環境の範囲についても、環境施策に関する社会的ニーズや国民的意識の変化に伴って変遷していくものとしています。

その上で、生活環境、自然環境、歴史的文化的環境それぞれに、どのような問題を包含しているかを記述します。しかし、環境という用語自体が包括的な概念であることや社会的ニーズや国民的意識の変化に伴って変遷する概念であるため、その捉える範囲を明確に示すことはできません。あくまでも概念的であり、ひとつの事象がそれぞれの環境に重複して整理されるケースも出てきます。このような理解に立って、各環境が概ねどのような問題を包含しているのかを整理すると、次のようになります。

生活環境

生活環境には、公害、生活排水対策、廃棄物対策、リサイクル、省資源、省エネルギー、生活空間整備、美化活動、コミュニティ施策、化学物質対策、生活者対策、交通対策、環境学習・教育、健康増進等の問題を包含しているといえます。また、広義の生活環境には、災害対策、医療体制、福祉対策等の問題を包含しているといえます。

自然環境

自然環境には、河川、ため池の水質保全、大気対策、緑地保全、広域緑化、生態系保全、野生動物対策、自然ふれあい推進、公園整備、農地対策、ビオトープ整備、公共事業の多自然型施行、景観対策等の問題を包含しているといえます。また、広義の自然環境には、地球環境保全、水源涵養等の問題を包含しているといえます。

歴史的文化的環境

歴史的文化的環境には、史跡の保存、活用、歴史的環境整備、伝統的蓄積の発掘、活用、環境学習・教育等の問題を包含しているといえます。広義の歴史的文化的環境には、文化活動、国際交流、余暇、伝統産業等を包含しているといえます。

持続的発展が可能(第2号)

「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすこと」とされており、地球環境が有限であることを認識し、その限られた環境の中で人々の生活の質的改善を継続的に達成していこうとするものです。

公益(第3号)

広く社会一般の利益等を指しています。ここでは、自治組織（区・自治会）、PTA、高齢者団体、子ども会、文化団体、スポーツ団体、ボランティア団体、福祉団体、環境団体、まちづくり団体などの幅広い団体の活動による利益を指しており、これらの団体が環境への取組を推進することを目的に規定したものです。

主として市民や事業者により組織(第3号)

市民団体は、市民ばかりではなく、企業として参加される場合や、広域的に組織される場合が想定されるため、こうした団体も包括する意味を持たせています。

環境への負荷(第8号)

環境基本法第2条の規定

「人の活動により環境に加えられる影響であって、良好な環境の保全上の支障の原因となっているもの及びそのおそれのあるものをいう。」

人間の活動は、環境から有用物を取り入れ、環境中に気体・液体・固体の不要物を捨てながら成り立っています。しかし、人間社会の規模が大きくなるにつれて、環境から取り入れる有用物の量、環境に捨てる不用物の量が自然の回復（再生・浄化）能力を超え、その結果、供給源及び吸収源としての環境が損なわれる原因となっています。この状況を「環境への負荷」と定義しました。具体的には、大気汚染物質の排出、生活排水の河川への放出、野生生物その他自然物の損傷、自然景観の変更、土地の形質の変更などが含まれます。

こうしたことから、自然の持つ再生能力、浄化能力を超える人間の行為を可能な限り低減させるための施策を講じていく必要があります。

「人の活動により」

人為的な原因に基づくものに限られ、地震、台風、落雷、洪水や全く自然現象に基づく地盤沈下などのように天然自然の現象を原因とする人の生命・健康や生活環境の被害を含んでいません。人の活動には、個人の生活に限らず、人類の活動全般を含みます。

「環境に加えられる影響であって」

環境への影響のうち、個別の活動によって環境に新たに加えられる影響の部分（例えば、新たな汚染物質の排出や、影響が今まで以上に増加したりする部分）を示す概念です。

「環境の保全上の支障」

環境の保全上の支障とは、規制等の国民の権利義務に直接関わるような施策を講じる目安となる程度の環境の劣化が生じることをいうものであって、概ね、①人の活動に伴って、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が劣化することによって公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生じること。②開発行為等によって自然環境が劣化すること又は一定の緑地の確保が必要な場合等において必要な自然環境の整備がなされないことにより、広く公共のために確保されることが不可欠な自然の恵沢が確保されないことをいうものです。

（「環境基本法の解説」環境庁企画調整局企画調整課 編著より要約）

地球環境保全(第9号)

環境基本法第2条の規定

「人の活動による気候変動、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範囲な部分の環境に影響を及ぼす事態に関する環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。」

地球環境保全に含まれる各事象の概要を以下に述べます。

①地球温暖化

大気中の二酸化炭素・メタン等の温室効果ガスの濃度上昇により地球が温暖化することを言います。温室効果ガスとは、太陽から地球に入射する光をほとんど全て通すのに、地表から宇宙に逃げる赤外線放射を吸収して、大気の温度を上昇させる効果を持つ気体のことを言います。

②オゾン層の破壊

クロロフルオロカーボン（CFCいわゆるフロン）の大気中への排出に伴い、成層圏のオゾン層が破壊され、有害紫外線の地表面への到達量が増大し、皮膚ガンが増える等の健康への影響や生態系への悪影響がもたらされる等の結果が生じることを言います。

③海洋の汚染

海洋汚染のなかで最も古くから知られているものは、タンカー事故による油流出ですが、栄養塩類の過度の流入による海域の富栄養化、合成有機化合物等による海洋の浄化機能の障害、浮遊するプラスチックごみによる野生生物への影響などが含まれます。

④野生生物の種の減少

現在科学的に明らかにされている野生生物の種の数約 140 万種とされていますが、推計上の生存種数は 500 万～1,000 万種とも言われています。これら野生生物が、人間の活動に伴い歴史上かつてないスピードで絶滅しつつある状況を指しています。

⑤酸性雨

石炭・石油等の化石燃料の燃焼等によって硫黄酸化物・窒素酸化物等が大気中に放出され、これらが化学変化し、最終的に強い酸性を示す降雨や乾いた粒子状物質として降下することを言います。これに伴い、湖沼の魚の死滅や森林被害、歴史的建造物などへの被害が生じています。

⑥砂漠化

乾燥地域、半乾燥地域、乾燥半湿潤地域において、気候変動や人間の活動を含む様々な要因により土地が劣化することを言います。砂漠化の要因には自然的なものとな人為的なものがあります。このうち人為的な要因として、家畜の過放牧、過耕作、薪炭材の過剰採取などにより、その土地の再生能力を超えた負荷が加えられることが挙げられます。

⑦森林の減少

薪炭材の過剰採取、耕作地の拡大、商業用伐採などが原因とされています。これにより、土壌流出、生活用エネルギーの枯渇など熱帯林諸国の問題だけでなく、気候変動や野生生物種の減少などの影響があります。

(「環境基本法の解説」環境庁企画調整局企画調整課 編著より要約)

公害(第10号)

環境基本法第2条の規定

「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。」

この条例で保全し、創出しようとしている生活環境に対して重大な損傷・支障を与える「公害」の定義を明らかにしておくものです。

なお、生活環境には常識的な意味で理解される生活環境のほかに、人の生活に密接な関係のある財産及び人の生活に密接な関係のある動植物とその生育環境を含むこととしています。

公害は人為的な原因に基づくものに限られ、自然現象を原因とした健康や生活環境の被害は含みません。

「相当範囲にわたる」

大気の汚染、水質の汚濁などの現象により汚染状況などが広範囲にわたっていれば、被害者が一人であっても公害と考えます。

「大気の汚染」

大気中に汚染物質が持ち込まれる状況を言います。汚染物質には、降下ばいじん、浮遊粉じん、亜硫酸ガス、硫黄酸化物、窒素酸化物、それに自動車排ガスに含まれる一酸化炭素や炭化水素等多くのものが含まれます。

「水質の汚濁」

正常な水に汚濁物質が混入されることですが、その他にも水温の著しい変化やヘドロの堆積も含まれます。

「土壌の汚染」

土壌中に汚染物質が持ち込まれることをいいます。原材料の流出や廃棄物の埋め立てにより直接土壌中に混入する場合の他、水質汚濁や大気汚染を通じて二次的に持ち込まれることもあります。土壌の場合、大気や水質は違って影響が長期間にわたって継続するとい

う特徴があります。

「騒音」

本来は好ましくない不快な音という意味で、主観的なものですが、社会生活を阻害する音や多数の人々に健康被害を与える音は、主観的な段階を離れて規制すべき「騒音」として扱われています。

「振動」

航空機の衝撃波等のように空気を伝わるものと、建設工事や大型車両の通行による道路の振動等のように土地を伝わるものがあります。

「地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）」

地下水の採取等により地中の粘土層に収縮を生じて周辺の地層が陥没したりする現象です。

鉱物の掘採のための土地の掘削による地盤の沈下は、環境基本法による公害とされませんが、従前からこの種の地盤沈下に対しては、鉱業法、鉱山保安法、臨時石炭鉱害復旧法などの法令に基づき、鉱害復旧、鉱害賠償という事後の救済策が積極的に講じられています。

「悪臭」

臭いも騒音と同様に主観的な要素が強いのですが、頭痛や吐き気を起こしたりする臭気は「悪臭」として規制の対象となります。

「光害」

強度の夜間照明により睡眠が妨害される等の健康に対する障害や居住の快適性が阻害されること、植物の育成に変化が生じること、都市照明で星が見えない等の状況をいいます。

「被害」

被害の内容には、騒音・悪臭のような感覚的な被害から人の生命に関わるものまでを含みます。

（「環境基本法の解説」環境庁企画調整局企画調整課 編著より要約）

(良好な環境の恵みを享受する権利と将来へ引き継ぐ義務)

第3条 市民には、良好な環境の恵みを享受する権利とともに、これを将来の世代に引き継ぐ義務があります。

【 趣 旨 】

「環境権」という言葉を「良好な環境の恵みを享受する権利と将来へ引き継ぐ義務」と定義し明記しました。

【 解 説 】

環境権は、一般的に、(1)基本的人権としての環境権と(2)侵害行為の差し止めや損害賠償の請求の根拠となるような具体的権利としての環境権という2つの捉え方があります。しかし、定説といわれるものはないとされ、環境基本法においても環境権についての明記はしていません。ただし、法では、「環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことができないものであること」、「現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する」ことができるようにしなければならないことを規定しており、これにより(1)の環境権の趣旨とするところは法的に位置付けられているとされています。条例前文に明記した環境権は、以上の観点を踏まえ、市の政策立案や市民等の行動の中で配慮されるべき価値として掲げたものです。

(基本となる考え方)

第4条 環境まちづくりは、前条に定める権利の実現と義務が果たされることを目的として行わなければならない。

2 環境まちづくりは、地域の歴史、風土、文化などを生かし育むとともに、多様な生物が生息できる良好な大気、水、土壌といった豊かな自然環境が、広域的なつながりの中で保全され、人と自然との共生が実現されるよう行わなければならない。

3 環境まちづくりは、人類共通の課題である地球環境保全に向けて、環境への負荷の少ない循環型社会を築き上げることを目的として行なわなければならない。

4 すべての事業活動、日常生活と市の施策は、環境を優先して行われなければならない。

5 環境まちづくりは、人々の能力と持ち味を最大限に活かし、人それぞれの立場を理解、尊重しながら参加と対話を通じて行わなければならない。

【 趣 旨 】

本条は、この条例全体の基本となる考え方を規定しています。

第1項は、環境まちづくりが行われる大きな目的である「環境を享受する権利」と「将来へ引き継いでいくこと」を、第3条に重ねてもう一度規定しています。

第2項は、身近な自然と地域の歴史・風土・文化の重要性に基づき、人と自然との共生の実現を目指すことを規定しています。

第3項では、環境への負荷の低減の努力により、人類共通の課題である地球環境保全に向けて地域から活動することを規定しています。

第4項は、環境は積極的に保全し、創出する働きかけを行わないと失われやすいものであるという認識から、あらゆる活動は環境を優先に行う必要がある旨を規定しています。

第5項は、環境まちづくりの進め方について、規定しています。

【 解 説 】

大気、水、土壌といった（第2項）

環境の自然的な構成要素として例示したものであり、その他には、日光、岩石、生物などがあります。

広域的なつながりの中で（第2項）

自然環境に行政境はありません。例えば、水で言えば、天白川は日進市を源流として名古屋市へと流れ下るだけではなく、豊田市から地下水が日進市に流れていることも推定され、さらに大きな範囲で水は循環しています。緑で言えば、東部丘陵も名古屋市の東部一体の緑のつらなりとしてありますし、大気はさらに大きな範囲で循環しています。こうした広域的なつながりの中で自然環境はあり、それらを認識してその保全を行う必要があります。

人と自然との共生（第2項）

人間も生態系の一員であるとの認識に立って、取り巻く自然環境とバランスのとれた共生関係が成立していることをいいます。

地球環境保全（第3項）

第2条第9項に規定しています。

環境への負荷（第3項）

第2条第8項に規定しています。

循環型社会（第3項）

第2条第5項に規定しています。

環境を優先（第4項）

環境問題は、人の健康や生存に直接関わる命の問題であり、何よりも環境が優先するという認識を基本としますが、あくまでも環境についての基本的な理念として示されたものであり、事業活動、日常生活、市の施策の個別具体的な事例を個々に捉えた場合、この理念の実現に向けて努力するという意味です。

人々の能力と持ち味を最大限に活かし（第5項）

人は誰もがそれぞれの持ち味と豊かな経験や知識を持った、生活者としての専門家です。地域の構成員であるその一人ひとは、自分たちの暮らすまちのことを考え、決め、環境まちづくりを進めていくのに必要不可欠な存在です。こうした認識に立ち、環境まちづくりは、主人公である市民一人ひとりが関わることができる多様な機会や、一人ひとりを活かすことができる工夫が必要であることを示しています。

参加と対話（第5項）

多様な価値観の人々が集まり、共有物であるまちの未来を考えていく時に重要なのは、個々の要望と共通の未来との合意点を見つけ出すことだといえます。個人的な要望や主義主張に終始することなく、多様なものの中から共通点を見つけ出すためには、先ずはお互いに伝え合い、聴き合う場が必要です。そして、多様な人々が合意点を見つけるためには、お互いを知った上で、検討、提案、傾聴、交渉、歩み寄りと言った「対話」を重ね、検討成果を共有するプロセスが必要です。環境まちづくりを進める上では、まちの主人公である一人ひとりが双方向に関わりあうことができる場と時間を確保することが求められるという意味です。

(基本原則)

第5条 環境まちづくり施策は、環境に関する情報を市民等と市と市職員が共有することを基本に進められなければなりません(情報共有の原則)。

2 環境まちづくり施策は、市民等と市と市職員が共働して取り組まれなければなりません(共働の原則)。

3 市は、環境まちづくり施策の調査、企画立案、実施、評価、見直しにあたり、市民等に対し、明確に説明するよう努めなければなりません(説明責任の原則)。

4 市は、環境の保全等に関し、深刻な影響を招くおそれがあると認めるときは、あらかじめ予防的対策がとられるよう努めなければなりません(予防の原則)。

5 市は、環境まちづくり施策の調査、企画立案、実施、評価、見直しにあたり、市民等が参加する機会を確保しなければなりません(市民参加の原則)。

【 趣 旨 】

環境まちづくり施策を市民等と市と市職員が行う際に、絶えず念頭に入れておくべき原則を規定しています。

【 解 説 】

情報共有の原則 (第1項)

市民等と市と市職員が共働して環境まちづくり施策を行う際に、まずはそれぞれが持つ情報を共有することが基本であるという意味です。本条例の中でも第16条の環境基本計画等の進行管理の規定の中にこの原則が反映されていますが、日進市情報公開条例の趣旨に沿って、情報が公開されなければならないことは言うまでもありません。

また、市民等からも積極的にそれぞれが固有に持つ情報を広く発信し、共有できるような環境整備に努めることが求められます。

共働の原則 (第2項)

環境まちづくり施策は、市民等と市と市職員が共働で進めるものと規定しています。ここで、共働する相手は、市民等と市だけではなく、市民等相互の共働があります。

説明責任の原則 (第3項)

市は、市民からの信託を受けて仕事をしているのであり、いわば依頼主である市民に仕事の内容をわかりやすく説明する義務があります。具体的には、市は環境まちづくり施策を実施するためのあらゆる段階において、積極的に情報公開を行い、様々な説明する機会を用意し、例え要望どおり実現がなされなかった場合においても、市民からの要望・意見に対する明確な回答を行うことにより、説明責任を果たすことを意味しています。

予防の原則（第4項）

汚染や被害が広がってから対策を立てるのではなく、常に早めに予防的な対策を講ずるという考え方で環境の保全等に関する施策を行わなければならないという意味です。

市民参加の原則（第5項）

環境まちづくり施策を検討・実施する際には、そのあらゆる過程で参加したい市民が参加できるような機会を用意することを意味しています。

(市民の責任と義務)

第6条 市民は、自らの生活や活動に伴って生ずる環境への負荷を低減するよう努めなければなりません。

2 市民は、環境まちづくり施策に積極的に参加し、協力するよう努めなければなりません。

【趣旨】

今日の環境問題は、事業活動のみならず、市民一人ひとりの生活や活動における環境への負荷の集積によって発生することから、これらの問題を解決するためには、市民一人ひとりが環境への負荷の低減に努めるとともに、環境まちづくり施策に参加、協力することを市民の責任と義務として規定しています。

【解説】

自らの生活や活動に伴って生ずる環境への負荷を低減する（第1項）

具体的には、次のような取組を想定しています。

- ・家庭でのごみの減量
- ・節水及び雨水利用
- ・資源のリサイクルや再生資源でできた製品の利用
- ・生活排水による水質の汚濁を防止するために洗剤を適正に使用するように努めること
- ・大気汚染に対してマイカーの使用を控えるように努めること
- ・その他地球環境に配慮して電気、ガス等のエネルギー使用の削減に努めること

【参考】

【責務規定の法的性格・効果】

本条例の第6条から第12条に規定された各主体の責任と義務は、第4条の基本となる考え方を受けて、環境まちづくりのために、それぞれが果たすべき役割について宣言的に規定したものです。

これらの規定は、各主体に直接的に個別具体的な義務を課すためのものではなく、また、その違反に対して罰則を科すというものではありません。各主体に対する個別具体的な義務は、各規定の趣旨を踏まえた個別法の規定により生ずることとなります。

【責任と義務規定の順序】

本条例では、市民の自主的、主体的な取組が第一であるという観点から、事業者や市の前に「市民」の責任と義務を置きました。

なお、記述する順序の前後が責務と義務の大小を表すものではありません。あくまで、市民主体による環境まちづくりであるひとつの証として、この条例を検討してきた専門委員会、にっしん市民環境ネットと環境まちづくり研究会の全体会により決定した事項です。

(市民団体の責任と義務)

第7条 市民団体は、自らの活動に伴って生ずる環境への負荷を低減するとともに、環境まちづくり施策に積極的に参加し、協力するよう努めなければなりません。

2 市民団体は、自らの環境まちづくりを推進するために、市民や事業者が参加できる機会の充実や体制の整備、情報の提供を図るよう努めなければなりません。

【 趣 旨 】

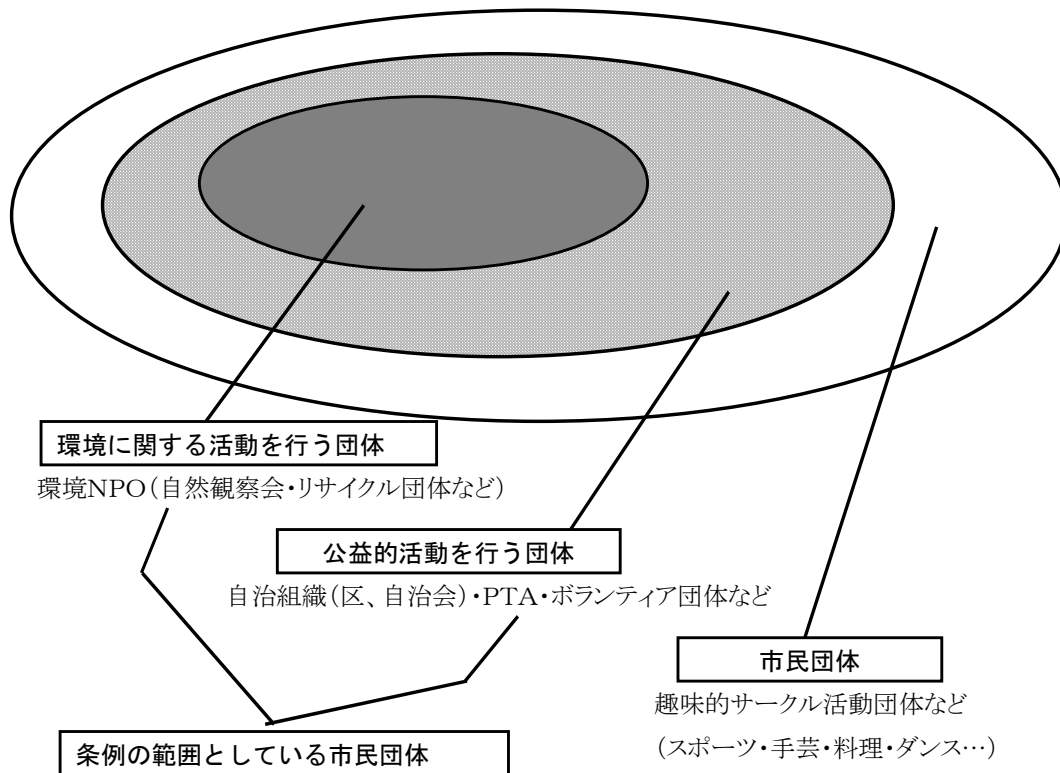
環境まちづくりの取組については、市民が単独で行動し取り組むことも大切ですが、市民団体としての活動に積極的に参画し、情報収集や学習を行う一方、団体の活動を通して活動の輪を広げていくことが重要であるとの認識から規定したものです。

【 解 説 】

市民団体

自治組織(区・自治会)、PTA、高齢者団体、子ども会、文化団体、スポーツ団体、ボランティア団体、福祉団体、環境団体、まちづくり団体などを示しています。

本条で責任と義務を課す市民団体を図で示すと下図のようになります。



市民や事業者が参加できる機会（第2項）

市民団体については、それぞれの目的を持った様々な団体が存在し、独自の目的に対する活動が行われています。本条例においては、公益的活動を行う団体が、環境まちづくりを推進することを規定しており、その団体の環境保全活動により多くの市民や事業者を取り込むことによって、活動の活性化を図るものです。一方趣味的サークル活動団体などへも呼びかけ等を行い、幅広い市民の参画を求めています。

【参 考】

国において、平成15年7月25日法律第130号として「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定され、市民、市民団体とも環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組を行うことにより、他の者の行う環境保全活動、環境保全の増進及び環境教育に協力するよう努めることとされました。

(事業者の責任と義務)

第8条 事業者は、事業活動に伴って生ずる公害などの発生の予防や防止をするとともに、製品等の使用や廃棄による環境への負荷の低減、その他自然環境の適正な保全を図るために必要な措置をとるよう努めなければなりません。

2 事業者は、環境まちづくり施策に積極的に参加し、協力するよう努めなければなりません。

【 趣 旨 】

本条は、事業者についても事業活動のすべての段階において、環境への配慮をすることと環境まちづくり施策に参加、協力することを責任と義務として明らかにしたものです。

環境への負荷の原因者としては、いわゆる事業者に限らず生活排水や家庭ごみなどに見られるように、市民も原因者として捉えられるところですが、特に事業者は、環境の保全上の支障に対する原因者としての環境への負荷が大きいこと、また、それに対する措置を実施できる物的・人的能力があることなどの点で、その負うべき良好な環境の保全等に係る責務が、市民とはおのずと異なることから、事業者について特に市民とは異なる責任と義務を置いたものです。

また、環境まちづくり活動についても積極的な参加と協力を求めたものです。

【 解 説 】

事業者

反復継続して一定の行為を行うことを業務とする者を、その活動の主体としての側面で捉えた場合に、これを「事業者」と呼ぶこととしています。従って「事業者」は、必ずしも営利を目的として事業を営む者のみに限られず、公益事業を営む者もここでいう事業者に含まれます。

また、国、地方公共団体、市民についても、事業を営む主体として捉えられる場合には「事業者」と観念されることとなります。例えば、保育園、幼稚園、小中学校、高等学校、農業、製造業、販売業、サービス業、医療機関、公共機関などです。

(滞在者等の責任と義務)

第9条 市内に一時的に滞在、あるいは通過する者は、第6条に定める市民の責任と義務に準じて環境の保全等に努めなければなりません。

【 趣 旨 】

就労や通学などで市の区域に一時的に滞在する者、あるいは自動車などにより幹線道路を通過する者の責任と義務を規定したものです。

【 解 説 】

滞在者等

市内に一時的に滞在、あるいは通過する者を意味します。

(教育機関の責任と義務)

第10条 教育機関は、市民、市民団体、事業者、滞在者等、市、市職員と連携して、環境まちづくりに関する共育を積極的に推進するよう努めなければなりません。

2 教育機関は、知識、技術、情報、施設、設備と人材を積極的に提供し、環境まちづくり施策に参加し、協力するよう努めなければなりません。

【趣旨】

環境まちづくりを進めるうえで、「共育」が重要な要素であるという認識から、自ずとそれを日頃から組織的に行っている教育機関の責任と義務があるものとして規定したものです。また、高等教育においては、知識、技術、情報が蓄積され、施設や設備的あるいは人材的にも充実していることから、それらを活かして環境まちづくりに参加、協力することが望ましいことを規定したものです。

【解説】

教育機関

市立の小中学校をはじめ、高等学校（公立、私立）、大学・短大、幼稚園。また、教育委員会や図書館、公民館が「教育機関」に該当します。本市においては、下記の範囲で（１）、（４）、（８）にそれぞれ該当します。

【一般的な教育機関の範囲】

(1) 学校教育法第1条でいう、**国公立および私立の小学校、中学校、高等学校、大学（短大含む）**、大学院、高等専門学校、盲学校、ろう学校、看護学校、**幼稚園**

(2) 上記（１）の学校付属の病院、診療所および臨床研修医指定病院

学校教育法第82条の2でいう、専修学校(私立学校については学校法人格を有すること)

(3) 学校教育法第83条でいう、各種学校（私立学校については学校法人格を有すること）

(4) 地方教育行政に関する法律第2条でいう、**教育委員会**、教育センター、教育研究所

(5) 放送大学学園法でいう、放送大学

(6) 文部省が設置した、研究所、博物館、天文台、大学共同利用機関等

(7) 文部省以外の中央・地方官庁の管轄する大学校（防衛大学、水産大学校、海上保安大学校など）、短期大学校、学校（消防学校、職業訓練校、警察学校など）

(8) 地方教育行政に関する法律第30条でいう、**図書館**、博物館、**公民館**、その他教育機関

【参考】

○学校教育法

第1条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

(市の責任と義務)

第11条 市は、環境まちづくりに関する総合的で計画的な施策を策定し、実施しなければなりません。

2 市は、施策の策定と実施にあたっては、環境への負荷の低減と影響に配慮し、環境の保全等に積極的に努めなければなりません。

【 趣 旨 】

本条は、環境基本法第7条で示された「地方公共団体の責務」を踏まえ、環境まちづくり施策を総合的に推進するうえで、地方公共団体の果たす役割の重要性から、市の責任と義務についての考え方を表明したものです。

【 解 説 】

市

この条例において、「市」という用語は議会及び執行機関を含めて地方公共団体としての市を指す場合に用いており、市の施策の具体的な実施手続きを指す場合は執行機関の統括者である「市長」という用語を用いています。

総合的で計画的

第1条の解説に記しています。

(市職員の責任と義務)

第12条 市職員は、まちづくりの専門スタッフとして、環境まちづくりにおける市民等への情報提供や市民等との連携に努め、市民参加のもとに政策形成を進めるよう努めなければなりません。

【 趣 旨 】

市職員（助役、収入役、事務吏員、技術吏員など）は、法律上（地方自治法第154条「職員の指揮監督」及び第161条から第175条「補助機関」）は長の補助機関と位置づけられており、「長の手足となって働くもの」（ぎょうせい『自治用語辞典』より）であるとの考え方があります。しかし、実際の市の仕事を考えた場合、職員の果たす役割は非常に大きく、単なる「長の手足」との解釈では通用しません。また、「補助機関」の名のもとに、職員一人ひとりの責任があいまいにされてきた歴史もあることから、期待される具体的職員像としてここに責任と義務を明文化しました。

【 解 説 】

まちづくりの専門スタッフ

特定の分野（土木、建築、保健、教育など）に特化したスタッフという意味ではなく、市民からみて、まちづくりそのものを恒常的な仕事としている「まちづくりのプロ」という意味で規定しました。

なお、まちづくりの「専門家」はむしろ市民の中において、市職員はそうした力を借りる努力も怠ってはなりません。

市職員は同時に市民、あるいは事業所における従業員（企業市民）でもあり、市民相互の連携を図り、市民主体のまちづくりを進めることが求められます。

ただ一方で、常にソフトなイメージの「スタッフ」ではなく、正当な権力を行使して臨まなければならない場合もあります。

第2章 基本的な課題と計画

(基本的な課題)

第13条 市民等、市と市職員は、第4条に定める基本となる考え方の実現を図るため、次に掲げる課題に共働して取り組みます。

- (1) 水環境に関すること。
- (2) 緑の環境に関すること。
- (3) 前2号以外の自然環境に関すること。
- (4) 公害その他生活環境に関すること。
- (5) まちの快適性に関すること。
- (6) 資源・エネルギーに関すること。
- (7) 地球環境に関すること。
- (8) コミュニティに関すること。
- (9) 参加と共育に関すること。
- (10) その他環境まちづくりに関すること。

【趣旨】

本条例で扱う基本的な環境課題の範囲を明確にし、その共通の課題の解決に向けて、市民等と市と市職員が共働して取り組むことを規定したものです。

【解説】

第1項から第9項までの基本的な課題の内容は、おおよそ次のようなものを想定しています。

水環境に関すること

河川、池沼、湧水及び地下水の保全と有効な活用、水循環の回復並びに雨水利用に関すること。

水質の保全又は回復並びに水辺などの保全及び創出に関すること。

緑の環境に関すること

東部丘陵(市東部の緑豊かな丘陵地をいう。)その他の樹林の保全、回復又は創出並びに利活用に関すること。

農地の保全及び農を生かした循環型まちづくりに関すること。

前2号以外の自然環境に関すること

大気、水、土壌、生物等からなる自然環境の保全に関すること。

生物多様性の保全又は創出に関すること。

人と自然との触れ合いの確保に関すること。

公害その他生活環境に関すること

公害の防止に関すること。

ポイ捨て、フン害及び不法投棄など生活環境への影響に関すること。

まちの快適性に関すること

環境への配慮がなされた快適な市街地整備に関すること。

快適で環境への負荷が小さい移動手段に関すること。

街並み景観等の保全に関すること。

資源・エネルギー

廃棄物の発生の抑制に関すること。

資源の循環的な利用に関すること。

エネルギーの使用総量の削減及び有効利用並びに新エネルギーの活用に関すること。

地球環境

地球温暖化の防止及びオゾン層の保護など地球環境保全に関すること。

コミュニティ

地域コミュニティ、目的別コミュニティ並びに両者の連携による環境まちづくりに関すること。

市民等の経験や能力及び物的資源の地域内における活用及び循環に関すること。

参加と共育

環境情報の提供に関すること。

環境まちづくりへの幅広い市民等の参加に関すること。

広く市民等への環境共育に関すること。

その他環境まちづくりに関する課題に共働して取り組みます。

(環境基本計画)

第14条 市長は、環境まちづくり施策を総合的で計画的に推進するため、市民等と共働して日進市環境基本計画(以下「環境基本計画」といいます。)を策定しなければなりません。

2 環境基本計画は、環境まちづくりについて、次に掲げる事項を定めます。

- (1) 目指すべき環境像
- (2) 環境像を実現するための施策の大綱
- (3) 環境基本計画の推進に必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境まちづくりに関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画の見直しにあたっては、市民等の参画と協力が得られるよう必要な措置をとらなければなりません。

4 市長は、環境基本計画を策定したときや変更したときは、速やかに公表しなければなりません。

【 趣 旨 】

本市では、広範多岐にわたる環境まちづくり施策を体系化し、施策相互の連携を図りつつ、中長期的な観点に立って、総合的かつ計画的に推進するために日進市環境基本計画を策定いたしました。本条は、基本計画の位置付けを明確にするとともに、市長に基本計画の策定・公表を義務づけることにより、実行性をより高いものとしています。

【 解 説 】

必要な措置(第3項)

環境基本計画は、「環境まちづくり施策を総合的で計画的に推進するため」の計画であり、環境まちづくりを進めるためには各主体の共働が不可欠となることから、計画案の策定時のみならず見直し時において、また、第23条に規定する点検評価の観点からも、市民等との参画と協力を求めています。

公表(第4項)

基本計画の円滑な実施の推進を図るとともに、環境まちづくりに関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようにするためには、計画を公表し、市民等の理解と協力を得ることが重要です。このため、環境基本計画を定めたときや変更したときは、遅滞なくこれを公表することとしたものです。

(地域環境まちづくり行動計画)

第15条 市長は、環境基本計画の具体的な推進を図るための地域環境まちづくり行動計画を市民等と共働して立案し、その実施に努めなければなりません。

【 趣 旨 】

基本計画が20年後を目標に市の環境まちづくり施策について総合的な観点から定められるのに対し、基本計画に定めた内容を具体的に実現するため、地域コミュニティにおいて、又は目的別コミュニティにおいて、あるいはその複合型コミュニティにおいて、各々が主体的に他の主体と共働して行動していくための計画を策定し、環境基本計画のより実効性ある運用を定めるものです。

【 解 説 】

1 環境まちづくり基本条例制定の背景にも記述したとおり、「アジェンダ (agenda)」とは「課題」、「今から取り組んでいくべき課題一覧」のことであり、「アジェンダ21」は「21世紀に向けての課題」という意味で、1992年6月にリオ・デ・ジャネイロで「地球サミット (UNCED/環境と開発に関する国連会議)」が開催された時に合意された21世紀に向けての行動原則です。

「アジェンダ21」においては、地方自治体が「持続可能な発展」の実現に果たす役割の大きさにかんがみ、市民、市民団体や事業者と対話して、「アジェンダ21」の地域版である「ローカル・アジェンダ21」に関する合意を得るべきこととしており、「ローカル・アジェンダ」とは、その合意の内容である市民行動計画を指すものです。

環境基本計画づくりにおいては、市民が市民に環境基本計画について説明し、共に他の多くの市民と行動するための「重点プロジェクト」を地域において展開することとしています。

(環境基本計画等の進行管理)

第16条 市長は、環境基本計画と地域環境まちづくり行動計画(以下「環境基本計画等」という。)の適切な進行管理を図るため、毎年度、次に掲げる事項をとりまとめた環境まちづくりに関する年次報告書を作成し、公表しなければなりません。

- (1) 市域における環境調査結果と環境基本計画に位置づけられた環境指標の状況
- (2) 環境基本計画等の実施状況
- (3) 環境基本計画等の取組に対する効果その他の現状分析
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表した年次報告書に対して、市民等の意見を聴くために必要な措置をとらなければなりません。

3 市民等は、年次報告書に関して市長に意見書を提出することができます。

4 市長は、市民等から前項の意見書が提出されたときは、必要に応じて第30条に規定する日進市環境まちづくり評価委員会の意見を聴かなければなりません。

【 趣 旨 】

環境基本計画の適切な進行管理を行うため、環境の状況や計画に基づく施策の実施状況等を把握し、それらに関する報告書を毎年作成し、公表すべきことを定めたものです。あわせて、市民からの意見を聴いて、市の施策へ反映させていく方向を定めています。

【 解 説 】

環境基本計画等(第1項)

等とは、地域環境まちづくり行動計画のことを意味します。

適切な進行管理(第1項)

年次報告書は、環境の状況や実施した施策等の内容を報告するものであり、市の環境の現状や施策を総合的に把握し、環境についての考察を含めて、課題認識を市、市職員、市民等が共有し基本計画や地域環境まちづくり行動計画の進行管理に役立てていこうとするものです。

必要な措置(第2項)

公共施設等で一定期間縦覧して文書で意見をもらったり、インターネット等による意見聴取、また、環境イベントにおいて報告を行うなどにより、市民等の意見を聴取する場を設けることを想定しています。

(環境基本計画との整合)

第17条 市長は、あらゆる施策を策定し、実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図るよう努めなければなりません。

【趣旨】

環境基本計画は、環境面での市の総合計画として、あるいは環境配慮の一つの指針として位置付けられ、今後の市の施策は、本計画が示す基本的な考え方に整合するよう策定され、実施されるべきことを示しています。

【解説】

【市の基本構想と環境基本計画】

「環境基本計画」は、環境基本法第7条と第15条の規定により策定されるもので、地方自治法第2条第5項の規定に基づく「基本構想」の一部、環境分野の詳細版と考えられます。基本構想に「環境まちづくり」という視点で横糸を通す計画と考えてもよいものです。

第3章 推進施策

(市民等の活動の支援)

第18条 市長は、市民等が自主的、自発的に行う環境まちづくり活動を促進するため、市民等が情報を交換し、連携するための機会の提供その他必要な支援を行うよう努めなければなりません。

【趣旨】

自分たちが暮らし、活動するまちを住みやすいものとするために、市民や事業者が組織的に環境まちづくり活動を行うよう促進するための支援を規定しました。

【解説】

自発的に行う環境まちづくり活動

環境まちづくりに取り組む際の、最も一般的で、しかも最も必要とされる「自ら進んで」行う活動をいい、行政の誘導的な関与がなくとも行われる活動を示します。

市民等が情報を交換し、連携するための機会の提供

市民サロンなどのハードの提供に代表されるエリア・サービス、環境イベントや交流会などプログラム・サービス、有益な情報の受発信によるインフォメーション・サービスなどの提供があります。

その他必要な支援

その他必要な支援としては、以下のようなものが想定されます。

「知識の普及」：パンフレット・書籍の教材の作成・配布、講演会、シンポジウム等の開催、指導者・助言者の紹介・派遣など。

「望ましい活動の推奨」：望ましい活動の表彰、望ましい活動の認定など

「民間団体等が行う事業に対する資金助成」：環境保全に重要な意義を有する実践活動事業、市民に対する環境保全に関する啓発・普及事業、環境保全活動に関する調査研究事業など

「その他」：人材登録制度や人材育成のための研修会など

(子どもの参画)

第19条 市長は、環境まちづくり施策を策定し、実施する場合において、子どもの意見を聴くよう努めなければなりません。

【 趣 旨 】

大人だけで環境まちづくりをするのではなく、子どもも一人の市民として参画し、その視点が活かされることが必要です。

子どもの遊びを含めた生活環境は、その背景となる大人の暮らしや環境の関わりと密接に関係しています。子どもの目線で、生活環境や遊び環境など身近な問題を考えることは、新たな視点で現在の環境を検証することにつながります。

また、子どもが動けば大人も動くといわれるように、環境まちづくりにとって、子どもの存在は大きな媒介者となります。子どもの活動が大人を刺激し、大人の活動が促進されたり、大人と子どもと一緒に考える場が生まれます。

以上のことをねらいに、施策の策定や実施において、子どもの参画と意見を聴くことを規定したものです。

なお、この条例でいう「子ども」とは、『子どもの権利条約』の第1条に規定する子ども（18歳未満のすべての者）をいうこととしています。

【 解 説 】

子どもの意見を聴く

本市では、平成13年度から「こどもプロジェクト」を行っており、プレイベントでは市内を4つの地区に分けてのまち探検、平成14年度のファースト・ステージでは土地利用計画の策定への参加、セカンド・ステージでは環境基本計画の策定への参加を行ってきました。平成15年度からは新企画として、3カ年かけて子どもによる環境まちづくりを育む機会を提供しています。

【 参 考 】

1989年11月20日、第44回国連総会で「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が採択されました。日本は1994年4月22日に批准、発効しました。この条約の第1条に「子どもとは、18歳未満のすべての者をいう。」とあります。

○子どもの権利条約

第1条 この条約の適用上、子どもとは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、子どもに適用される法律の下でより早く成年に達する場合は、この限りでない。

(環境情報の収集と提供)

第20条 市長は、地域の環境から地球環境に至るまでの環境情報の収集に努めるとともに、その情報を市民等に適切に提供するため必要な措置をとらなければなりません。

【 趣 旨 】

第16条で規定した年次報告書による定期的な情報提供にとどまらず、市民が自らの意志で、環境まちづくりに関する具体的な取組を実施していくために必要な情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に提供することを規定したものです。

【 解 説 】

その情報を市民等に適切に提供する

単なる環境の状況を示す情報だけでなく、具体的行動に向けた情報、様々な媒体・主体からの情報を提供することをいいます。具体的には次のようなものが想定されます。

「環境の状況に関する情報」：大気、河川等の水質などに関する環境基準の達成状況、自然環境の状況、自然公園等、に関する調査研究データなど。

「活動状況等に関する情報」：環境保全活動を実践する団体や人材等に関する情報、リサイクルなどの取組状況、学習施設等に関する情報、各種イベントに関する情報など。

「その他」：環境に関する文献情報、ビデオなどの教材に関する情報、事業者が行った環境影響評価に係る情報など。

なお、環境の状況や環境まちづくり施策に関する情報の提供方策のひとつとして、年次報告書も挙げられますが、これについては、第16条で規定しています。

(共育の推進)

第21条 市民等は、環境の保全等についての理解を深め、環境に配慮した生活と事業活動を推進するため、自ら環境まちづくりを進める共育に努めなければなりません。

2 市は、市民等の環境まちづくりについての共育を促進するため、環境に関する指導者の育成と教材の開発に努め、それらが有効に活用されるよう必要な措置をとらなければなりません。

【 趣 旨 】

今日の環境問題は通常の経済活動や日常の生活に起因するところが多く、今後、経済活動のあり方や生活スタイルを環境への負荷の低減の観点から見直していくことが必要となっています。その解決のためには、市民等によって、人と環境の関わりなどについての認識や理解を深めるとともに、環境に配慮した活動を行う意欲が促されることが必要であり、本条は、このような観点から、市民等が自ら環境まちづくりを進める共育に努めるとともに、市もそれを積極的に促進していくことを示したものです。

【 解 説 】

有効に活用されるよう必要な措置(第2項)

自然・社会教育に利用できる施設の整備(例：自然公園、自然観察の森等、地域環境学習センター等)、環境連続講座や自然教室の実施等を指します。

(調査と研究の実施)

第22条 市は、環境の状況の把握、変化の予測や変化による影響の予測に関する調査、その他環境まちづくり施策の策定に必要な調査と研究に努めなければなりません。

【 趣 旨 】

環境施策を適切に策定・実施していくためには、問題となる環境の状況の把握や原因の究明、環境の変化が人の健康や生態系に及ぼす影響の予測など、基礎となる必要な調査及び研究を行うことが不可欠であることから、本条では、市が環境保全施策の策定に必要な調査及び研究を外部委託を含め実施することを規定したものです。

また、環境影響評価条例などの個別法を制定するなどして対応を図ることが重要と考えています。

【 解 説 】

環境の状況の把握に関する調査

大気や水質などの定期的な測定やそれだけでは把握できない環境の状況についての調査を指します。例えば、大気環境調査などの地域を限った調査や期間を限った調査などがあります。特に、自然環境について新たに施策を実施していくためには、自然環境や地球環境等、常時監視などの手法が確立していない分野について、現在の状況を必要に応じて適切に把握することが重要であり、このため「環境の状況の把握に関する調査」を行うことが不可欠です。

環境の変化の予測に関する調査

シミュレーション手法を用いた大気や水質などの環境の変化の予測に関する調査、環境の変化の原因を究明する調査をいいます。

環境の変化による影響の予測に関する調査

環境の変化が生態系、人間へ与える影響の予測に関する調査をいいます。実施されている調査の例として、紫外線による健康影響調査、酸性雨研究調査などがあります。

その他の・・・必要な調査と研究

先に述べた例示に該当し難い調査としては、環境変化の原因究明に関する調査、環境保全技術の現状・将来動向に関する調査など様々なものがあり、環境まちづくり施策の策定のためには広範な領域にわたる調査を実施していく必要があります。

なお、調査及び研究には、市が自ら行うもののほか、市が外部に委託して行うものなども含まれます。

(点検評価の実施)

第23条 市長は、市の活動が環境に与える影響について点検評価をし、環境への負荷の低減を図るため、その結果を今後の取組に反映するよう努めなければなりません。

2 事業者は、自らの事業活動に伴う環境への負荷の実態を把握し、その低減のために必要な取組に努めなければなりません。

【 趣 旨 】

市の事務・事業による環境への負荷を低減するために、環境に関する方針や目標を設定し、その達成状況のチェック等を自主的に行う点検評価の実施に努めることとしています。

また、事業者は、社会経済活動の中で大きな役割を占めており、それに伴い環境に与える負荷も大きくなっていることから、第2項では、事業者に対して環境への負荷の実態の把握と必要な取組に努めることとしています。

【 解 説 】

国際規格である環境マネジメントシステムISO14001の認証取得により、継続的な改善として、実態把握とその低減のために必要な取組を行うことが望まれますが、自主的に環境に関する方針や目標を設定し、その達成状況のチェック等を自主的に行うことも想定されます。

(事前調査と対策)

第24条 市長は、**環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業**について、当該事業の実施が及ぼす影響について事業者に事前に調査させ、環境の保全等の対策がなされたものとなるよう**必要な措置**をとらせなければなりません。

【趣旨】

事業者による各種開発行為等の実施によって生じる環境の悪化を未然に防止するため市が所要の措置を講ずることを明らかにしたものです。

本条例の第8条では、事業者の責任と義務として公害の防止や自然環境の適正な保全を図るために必要な措置をとるよう努めることを規定しており、事業者が事前調査と対策を行うことはその責任と義務として講ぜられるべき具体的措置のひとつであります。市としてもより実効性のあるものとするため、この規定を設けたものです。

【解説】

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業

「環境に著しい影響を及ぼすおそれ」があるかどうかは、個々の事業の規模や内容等に照らして判断されることとなりますが、本市の地形、地理的条件等の自然的条件及び産業活動の状態や市民の生活様式などの社会的経済活動状況等の社会的条件に照らし合わせ判断することとなります。

必要な措置

現在、市で検討されている措置として、(仮称)土地利用調整条例、(仮称)開発事業に関する手続き条例があり、それらの条例を制定することと、それらの条例の中に、本規定の具体的方法が明記され、運用されることをいいます。

(規制措置)

第25条 市は、公害の原因となる行為その他環境の保全上の支障となる行為を防止するため、規制上必要な措置をとることができます。

【趣旨】

これまでの環境行政の分野において、重要な役割を果たしてきた規制的手法について、今後も引き続き実施していくことが必要であることから、その実施の根拠を明確にしたものです。

【解説】

その他環境の保全上の支障となる行為

その他環境の保全上の支障とは、市民生活に影響の出るような環境の悪化が生じることをいい、例えば空地における雑草の処理や、ごみ、吸い殻等のポイ捨てなどを含め、公害の防止のための規制以外の現象での人の健康・生活環境に被害を生じるようなものが出てきた場合に適切に対処できるようにしたものです。

規制上必要な措置

大気汚染や水質汚濁など、公害を発生する原因となる物質の排出等の行為を規制することを定めたものであり、具体的には、国及び県による環境に関する規制等の措置については次のようなものが挙げられます。

「国の法律によるもの」：大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、騒音規制法、悪臭防止法、振動規制法、環境影響評価法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律など

「愛知県の条例によるもの」：県民の生活環境の保全等に関する条例など

(経済的措置)

第26条 市は、市民等が率先して行う環境への負荷の低減、その他環境の保全等に寄与する活動を促進するため、助成その他の必要な措置をとるよう努めなければなりません。

2 市は、市民等の活動や事業による環境への負荷を低減させる経済的負担を課すなどの必要な措置をとることができます。

3 前項の場合、市は、あらかじめ十分な調査と研究を行わなければなりません。

【 趣 旨 】

都市・生活型公害や地球環境問題など、今日の環境問題を解決していくためには、通常の事業活動や日常生活を含めた幅広い社会経済活動を環境への負荷の少ないものとしていく必要があります。本条は、市民等が自らの活動による環境への負荷を低減させるよう誘導するためには、助成などの経済的な措置が有効な施策であること、さらに、廃棄物の減量や資源循環型システムの構築に向けては、適正な経済的負担を求めることの考え方を示したものです。

第1項は、生活環境の保全、廃棄物の減量・リサイクル、省エネルギーなどのための施設の整備・設置等において従来から行われている補助等に関する措置を規定しているものです。

第2項は、市民等の理解と協力が得られるように努めた上で、環境への負荷の低減を図るために、経済的負担を求めることを規定したものです。

第3項は、経済的負担を課すのは、十分な調査と研究を行ったうえであることを規定したものです。

【 解 説 】

環境への負荷の低減・・・助成（第1項）

環境への負荷の低減に関する助成としては、事業者が行う污水处理施設の設置、また、市民が行う合併処理浄化槽、家庭用コンポスト、太陽光を利用した発電設備の設置、低公害自動車への転換や、施設の改善などに対する補助があげられます。

その他環境の保全等に寄与する活動・・・助成（第1項）

その他広く市民等の参加により実施される集団資源回収活動や緑化運動、河川等の美化活動、身近な自然等について理解を深めるための自然観察会など、環境保全活動に対する助成を指します。

助成その他の必要な措置（第1項）

助成を行うにあたっては、環境の保全上に支障を防止するために必要かどうか、汚染者負担の原則に照らして適切かどうか、環境の保全上の支障を防止するために適切な態様で行われるかどうか、その対象となるものの経済的状況はどうか、助成の額は適切かどうか、

また、予算の範囲内で行うことを考慮しているかといった配慮が払われることが必要です。「その他の必要な措置」とは、融資・助成制度のほか、施設の設置や改善に関し、技術面からの助言や情報提供を行うことなども含めたものです。

経済的負担を課す（第2項）

一定規模以上の汚染や負荷を与えている者に経済的負担を課す制度として、本市では、各種手数料の徴収、下水道使用料、下水道整備における自己負担、水源環境保全基金条例に基づく賦課金、粗大ごみ収集の有料化などにより既に一定の負担制度を導入しています。

今後は、廃棄物の減量やリサイクルの促進を図るための家庭ごみ処理の有料化、地球温暖化対策を図るための環境税の導入なども考えられます。

調査と研究（第3項）

新たな経済的負担を課す措置は、比較的新しい手法であり、市民等に負担を求めるものであるため、導入するには一定の準備が必要です。その措置の効果、経済に与える影響、公平性等について十分な調査と研究をしなければならない旨を定めたものです。

(公共施設の整備)

第27条 市は、環境の保全等を図るため、次に掲げる公共施設の整備を推進します。

- (1) 下水道、廃棄物処理施設その他環境の保全上の支障を防止するために必要な施設
- (2) 公園、緑地など自然環境の適正な整備と利用を図るための施設
- (3) 多様な生物の生息環境の保全、適正な水循環の形成その他環境の保全等に必要な施設

【趣旨】

生活排水による水質汚濁問題、廃棄物問題など今日の環境問題は、通常の世界経済活動に伴う環境への負荷の集中に起因していることから、個別の規制等の対応のみでは不十分であり、下水道の整備など環境の保全等に対応する社会資本の整備を進めていくことが重要です。また、自然との触れ合いや快適な環境を求める市民要望に応えるためには、今後とも適切な関連施設の整備を推進することが必要です。

このようなことから、本条では、環境保全に資する社会資本の整備や自然環境の保全に関する施設の整備を適切に位置付け、環境への負荷の少ない循環型社会基盤整備を図ることを目的とするものです。

【解説】

下水道

下水道は、産業排水の処理のほか、生活排水の処理など水質の保全上重要な役割を担うものであることから、環境の保全上の支障の防止に資する公共施設の代表例の一つとして掲げたものです。

廃棄物処理施設

廃棄物の量の増大は現下の社会問題となっていますが、これを環境保全の面から見ると、その最終処理に伴う自然環境の損傷、中間処理過程における大気汚染物質や水質汚濁物質の排出などの環境への負荷を増大させるものであり、その適正な処理は今後の環境保全上の重要な課題となっています。このため、整備すべき公共施設の代表例の一つとして掲げたものです。

その他環境の保全上の支障を防止するために必要な施設

農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽、廃棄物リサイクルセンター、環境負荷低減に資する新交通システムやバイパス道路等の整備、環境負荷低減に資する森林等の整備などをいいます。

公園、緑地など自然環境の適正な整備と利用を図るための施設

都市公園（園路、広場、便所等）、自然公園の利用施設（園地、野営場、公衆便所等）、長距離自然歩道（歩道、指導標、解説板等）、森林保健施設（遊歩道、広場、野営場等）、河川等における植栽、遊歩道、親水施設などをいいます。

多様な生物の生息環境の保全、適正な水循環の形成その他環境の保全等に必要な施設

多自然型工法による河川整備、ビオトープの整備、湿地の保全、透水性舗装の整備、動物が移動できる緑のネットワークの形成などをいいます。

第4章 推進と調整体制の整備

(推進と調整体制)

第28条 市長は、環境まちづくり施策について総合的な調整を行い、計画的に推進するために必要な体制を整備します。

2 市は、環境まちづくり施策について、市民等による組織と適切な役割分担のもと効果的に推進されるようその連携に努めなければなりません。

【趣旨】

今日の環境問題は、公害、自然環境、都市緑化などの快適な環境、さらには地球環境問題など広域多岐にわたっており、根本的には環境連鎖ともいべき性格を有しており、また、まちづくりという視点に立てば、地域福祉、コミュニティ、社会教育、学校教育など、多くの行政施策とつながっていることから、市の機関及び各部課相互の緊密な連携及び施策の調整を図る必要があります。

このため、市は、市の機関及び各部課相互における横断的な取組を図り、環境まちづくり施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備について規定するものです。

【解説】

総合的な調整

庁内における調整は、環境まちづくり施策の実効性を担保する上で極めて重要なものです。調整は、施策の策定段階のみならず、施策の運用、進行管理など様々な段階で行っていくことが必要となっています。

必要な体制を整備

庁内組織としては、環境まちづくり推進会議、同調整会議、同研究会を発展させた組織を設置する、または既存の政策推進会議、部課長全体会議の定例的な議題として総合的な調整機能と計画的な推進機能を持たせることなどが考えられます。

連携に努め（第2項）

環境基本計画に掲げる取組は、市だけで行うよりも、市民等が組織する団体等が積極的に参加し、行政と共働して取り組むことにより、より効果的な推進が図れます。市は、そのような組織と連携し、適切な役割分担を行い推進することを規定しています。

(環境まちづくり評価委員会)

第29条 市は、環境まちづくりに関する重要な事項の調査と審議を行うため、環境基本法第44条の規定に基づき、日進市環境まちづくり評価委員会(以下「評価委員会」といいます。)を置きます。

2 評価委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査と審議を行います。

(1) 第16条第1項に規定する年次報告書に関すること。

(2) その他環境まちづくりに関する重要事項

3 評価委員会は、前項に掲げる事項を審議する場合、必要があると認めるときは、環境に関する情報その他必要な資料の提出を市その他関係機関に求めることができます。

4 評価委員会は、調査と審議の結果を公表するとともに、環境まちづくりに関する重要事項について必要があると認めるときは、市その他関係機関に助言や勧告をすることができます。

5 評価委員会は、環境まちづくりに関し優れた見識を有する者のうちから、市長が委嘱する委員7名以内で組織します。

6 委員の任期は2年とし、再任を妨げません。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

7 前各項に定めるもののほか、評価委員会の組織運営に関し必要な事項は、市長が定めます。

【 趣 旨 】

環境基本法第44条の「市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、市町村環境審議会を置くことができる。」という規定に基づいて、名称こそ変えてありますが、本市にも環境まちづくり評価委員会を置くことを規定したものです。

【 解 説 】

置きます(第1項)

環境まちづくり評価委員会は、「条例で定めるところにより」設置されることから、地方自治法第138条の4第3項に規定する市長の附属機関と考えられます。従って組織などについては同法第202条の3の、委員会委員の報酬については同法第203条の規定の適用を受けます。

重要事項(第2項)

第1号に規定した事項以外で、市長が必要と認めた事項についても、評価委員会に諮問できることとしました。市域内における環境への負荷の発生や、環境の大規模な改変等、この条例の理念に抵触するような事項などが想定されます。

その他必要な資料(第3項)

年次報告書を基本として調査と審議を行います。それでは十分な議論ができない場合における、年次報告書を作成するための基礎的な資料や環境まちづくり施策の庁内における調整や政策決定に関する資料などを指します。

その他関係機関(第3項から第4項)

教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員等の執行機関や、その附属機関のほか、市が出資している法人を指しています。

助言や勧告(第4項)

本項では、評価委員会の機能として市長の諮問を受け、必要な事項について調査と審議した後、答申を行うことに止まらず、審議会が必要と認めた事項について、その発意により関係機関に対し、助言又は勧告ができることとしました。これで、評価委員会に環境まちづくりに関する監視機能を持たせたことになります。

委員(第5項)

評価委員会には、学識経験者による専門委員会形式と、市民や事業者代表も含めた形式があります。ここでは、形式を規定せず、生活、自然、社会及び地球環境に識見を有する者を選任することとし、その人選に十分な配慮をもって行うこととしました。

組織(第5項)

国の設置した中央環境審議会のように、いくつもの専門部会から構成されるものも想定されましたが、本市においては、十分な議論を円滑に進めるための最低限の人員としました。

(関係機関との連携等)

第30条 市は、国、県その他地方公共団体、民間団体その他関係機関と連携、協力をして広域的な取組を必要とする環境まちづくりに関する施策の推進に努めます。

【 趣 旨 】

広範にわたる環境問題などに適切に対処していくために、市は、広域的な取組を必要とするものについては、一市町村だけではその対応が難しいことから、環境基本法第40条の規定を踏まえ、市としても国や他の地方公共団体と協力して、積極的に環境まちづくり施策の推進に努めることを示したものです

【 解 説 】

広域的な取組を必要とする・・・施策

具体的な事例としては、自動車等による排出ガス対策、広域交通対策、河川の浄化、廃棄物の適正処理、安全な飲み水の確保、地球環境問題への対応などが挙げられます。

第5章 雑則

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

【趣旨】

条例施行に関し、実際に運用させようとしたとき必要になる事項で、この条例に定められていない事項については、市長が定める旨の規定です。

【解説】

必要な事項

年次報告書の様式や公表方法の決定（第16条）、推進施策の実施に伴う基準や考え方（第18条～第27条）、市民等の組織との共働に関する事項（第28条）、環境まちづくり評価委員会の組織運営に関する事項（第29条）などがあります。

附 則

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行します。
- 2 この条例の施行の際現に市長が策定している日進市環境基本計画は、第14条の規定により策定された日進市環境基本計画とみなします。

【 趣 旨 】

条例の施行期日について規定しています。条例の施行については、庁内調整や市民啓発を推進する期間を置くこととし、平成17年1月1日とします。

【 解 説 】

第1項は、条例の施行期日について規定しています。本条例は、広く市民・事業者等に啓発する必要がありますので、周知期間を考慮して、平成17年1月1日から施行することとしています。

第2項は、平成13年度から策定しています「環境基本計画」を、第14条の規定による日進市環境基本計画とみなすことを規定しています。